

桑名市発注工事における労務費等を明示した 工事費内訳書等の提出について



本物力こそ桑名力

令和8年10月1日
桑名市契約監理課

桑名市発注工事における労費等を明示した工事費内訳書等の提出について

入契法等の改正に伴い、公共工事では工事費内訳書及び請負代金内訳書に「労務費」、「材料費」、「法定福利費の事業主負担額」、「建設業退職金共済制度の掛金」、「安全衛生経費」(以降「労務費等」という。)を記載することが必要となりました。

桑名市(桑名市教育委員会及び桑名市上下水道部を含む。)が発注する予定価格50万円以上の建設工事においては、令和8年10月1日以降に公告、指名通知を行う案件から以下の対応が必要となります。

【入札時】

入札参加者は、労務費等を記載した『工事費内訳書』の提出が必要となります。

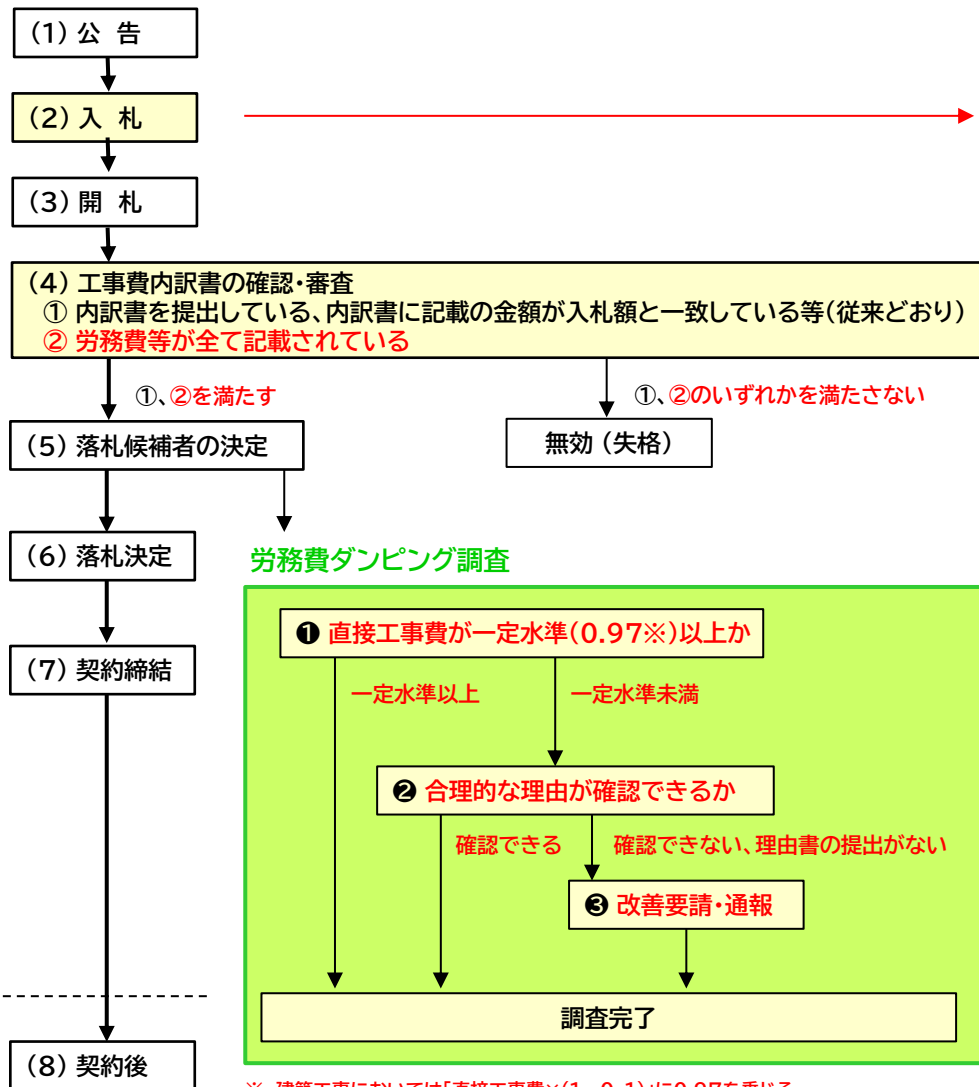
【契約後】

受注者は、労務費等を記載した『請負代金内訳書』の提出が必要となります。

※ この対応は、労務費行き渡りの徹底という、入契法第12条の趣旨を踏まえて実施するものです。

1. 入札から契約までの対応フロー及び留意事項

○対応フロー



○留意事項

受注者	発注者
(2) 労務費等を記載した工事費内訳書を提出する(「未記入」「事項無し」の場合は無効)【P2～6】	
	(4) 工事費内訳書を確認し、1つでも「未記入」「事項無し」がある場合は無効とする【P2～6】
	① 一定水準未満の場合は理由書の提出を求める【P7】
② 理由書の提出を求められた場合は期限までに理由書を提出する【P7】	② 合理的な理由は記載例を参考に判断する【P8】
	③ 受注者に改善要請の上、建設Gメンに通報する【P9】
(8) 契約後14日以内に労務費等を記した請負代金内訳書を提出する【P10】	(8) 請負代金内訳書に労務費等が記載されていること【P10】

2. 工事費内訳書の記載方法（入札参加者）（1 / 4）

入札参加者は、**発注者が指定する**工事費内訳書(入札時提出用)を使用して下さい。
入札参加者は、**下記の①～⑤全ての項目を記載**して提出して下さい。
(一つでも **⚠「未記入」「事項無し」がある場合は無効**となります)

工 事 費 内 訳 書

桑名市長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

桑名市調達公告 第 5081-000 号

工 事 名 :

内 訳	単位	数量	単価	金 額
1				
2				
3				
4				
5				
合計金額（税抜き）				円

- 注意
1. 入札価格の積算根拠となった工事価格の内訳を記載してください。
 2. 入札価格と工事費内訳書の合計金額は同額としてください。
 3. 工事費内訳書は入札書に添付してください。
 4. 工事費内訳書に不備がある場合は失格となります。
 5. 別記内訳書に労務費等を記載してください。（記載のない場合は失格となります。）

追加

別記内訳書

内 訳	計上方法	金 額
1 直接工事費のうち労務費		
2 直接工事費のうち材料費		
3 現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額		
4 現場管理費のうち建退共制度の掛金		
5 工事原価のうち安全衛生経費		

※建築工事においては、直接工事費及び現場管理費に現場労働者の法定福利費が含まれることから③を「工事原価のうち現場労働者に係る法定福利費の事業主負担額」とします

①. 労務費

直接工事費に含まれる労務費を記載して下さい。

労務費＝必須項目＋任意項目

※必須項目は必ず記載して下さい。

※任意項目は可能な限り記載して下さい。

表1 工事費内訳書へ記載する内容(労務費)

R8.1月時点

	記載する工種	備考
必須項目	・積上げ積算方式の工種 ・施工パッケージ型積算方式の工種 ・見積単価(材工分離が可能なもの)	
任意項目	・市場単価の工種	・鉄筋工 ・法面工(吹付、法枠) ・鉄筋挿入工(ロックボルト) ・道路(公園)植栽工 ・橋梁付属物工(伸縮継手) ・橋面防水工 ・インターロッキングブロック工 ・薄層カラー舗装工 ・防護柵設置工 ・道路標識設置工 ・道路付属物設置工 ・軟弱地盤処理工(サンドドレーン工法) ・グルーピング工 ・コンクリート表面処理工 等
	・土木工事標準単価の工種	・区画線工 ・橋梁塗装工 ・構造物とりこわし工 ・コンクリートブロック積工(1割未満の積ブロック・質量150kg/個未満) ・排水構造物工(プレキャストU型側溝、自由勾配側溝) 等
	・建設機械の運転労務 ・見積単価(材工分離が不可能なもの)	

2. 工事費内訳書の記載方法（入札参加者）（2 / 4）

②. 材料費

直接工事費に含まれる材料費を記載して下さい。

材料費＝必須項目＋任意項目

※必須項目は必ず記載して下さい。

※任意項目は可能な限り記載して下さい。

表2 工事費内訳書へ記載する内容(材料費)

R8.1月時点

記載	記載する材料	主な項目
必須項目	・主要な材料費（積上げ計上されているもの）	・生コンクリート ・アスファルト合材 等
任意項目	・雑材料(率計上されているもの)	・材料ロス分、目地モルタル、水 等
	・建設機械の燃料費	・軽油、ガソリン 等
	・仮設材の賃貸料金	・敷鉄板、矢板等のリース料金

③. 法定福利費

現場管理費に含まれる法定福利費の事業主負担額(建築工事においては工事原価に含まれる現場労働者の法定福利費の事業主負担額)を記載して下さい。

算出方法は以下のいずれかとして下さい。

1. 労務費を算出し、法定福利費を求める場合

労務費総額 × 法定保険料率

2. 労務費の算出が困難な場合(目安)

工事価格×4％程度(工事価格当たりの平均的な法定福利費の割合)

3. 下請企業から提出された見積書を活用するケース

下請 A 法定福利費＋下請 B 法定福利費＋・・・法定福利費を合算し算出

【参考・県HP】([法定福利費を明示した請負代金内訳書の確認について](#))

④. 建退共掛金

現場管理費に含まれる建設業退職金共済制度の掛金を記載して下さい。

算出方法は労働者の就労予定延べ人数の把握に努め、1による算出を基本とし、これにより難しい場合は2により算出して下さい。

1. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合

就労予定延人数×販売価格(320円)

2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合

総工事費×購入率※(1.1／1000～4.8／1000)×(労働者の加入率÷70%)

※購入率や計算ツール等が建退共本部HPに掲載されているためご確認ください

【参考・建退共HP】[共済証紙・退職金ポイントを購入するときは](#)

【共済証紙の購入について】

共済証紙は必要な分だけ購入して下さい。

工事費が増えても、必要な日数分購入している場合、共済証紙の追加購入は不要です

2. 工事費内訳書の記載方法（入札参加者）（3 / 4）

⑤. 安全衛生経費

工事原価に含まれる安全衛生経費を記載して下さい。

安全衛生経費 = **A 直接工事費**に含まれる施工に直接必要な安全衛生経費
+ **B 間接工事費**に含まれる安全衛生経費

※**直接工事費**に含まれる安全衛生経費は必ず記載して下さい

※**間接工事費**に含まれる安全衛生経費は可能な限り記載して下さい。

ただし、これにより難い場合は、各団体の算出例を参考に記載して下さい

表3 「安全衛生経費」の考え方(土木工事の場合)

費用区分	主な内容	細目
A 直接工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等に示されているもの）	足場
		・ 枠組足場、単管足場、吊足場等
		・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幡ネット、安全ブロック、親綱
		支保工
		・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工
		土留め
		・ 仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）
B 間接工事費	共通仮設費	土留め支保工
		・ 切梁、腹起（裏込めコン含む）
		作業構台
		・ 乗入構台、荷受構台、作業構台
		・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車
		・ 重機移動用敷き鉄板
		交通規制
		・ 交通誘導警備員
		仮囲い
		・ 仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート
B 間接工事費	安全費	準備費
		調査費用
		・ 埋設物調査試験ほか
		交通管理に要する費用
		・ 規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板、お願い看板
		監視連絡等に要する費用
		・ 列車見張り員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
		安全意識、注意喚起に要する費用
		・ 各種注意看板標識、安全掲示板
		安全管理等に要する費用
B 間接工事費	現場環境改善費	保護具類
		・ ヘルメット、保護メガネ、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
		作業環境
		・ 換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度ほか）
		・ 排気管、圧力計（高圧室内）、照明器具
		警報設備
		・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函）・ベル、サイレン等警報装置（ずい道）
		・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計
		営繕費
		倉庫、材料保管等に要する費用
B 間接工事費	現場管理費	・ 火薬庫など
		現場環境改善費
		・ 照明器具、熱中症対策設備
B 間接工事費	疾病・衛生対策費	疾病・衛生対策費
		・ 健康診断（一般・特殊健診）
		・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用
B 間接工事費	安全訓練研修等に要する費用	安全訓練研修等に要する費用
		・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT

【参考】B 間接工事費に含まれる安全衛生経費の算出例

国土交通省HP「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて」において各団体の算出例が公開されています。

下表のとおり、安全衛生経費率は労務費の8.9～12.0%となっています。

表4 各団体の算出例における安全衛生経費率

団体名	安全衛生経費率	URL
（一社）日本左官工事業連合会	9.0%	https://www.mlit.go.jp/tochi-fudousan-kensetsugyo/const/tochi-fudousan-kensetsugyo/const/content/001892592.pdf
（一社）日本橋梁建設協会	12.0%	https://www.mlit.go.jp/tochi-fudousan-kensetsugyo/const/tochi-fudousan-kensetsugyo/const/content/001892579.pdf
（一社）全国瓦工事業連盟	9.0%	https://www.mlit.go.jp/tochi-fudousan-kensetsugyo/const/tochi-fudousan-kensetsugyo/const/content/001892588.pdf
全国仮設安全事業協同組合	10.2%	https://www.mlit.go.jp/tochi-fudousan-kensetsugyo/const/tochi-fudousan-kensetsugyo/const/content/001892589.pdf
（一社）日本機械土工協会	8.9%	https://www.mlit.go.jp/tochi-fudousan-kensetsugyo/const/tochi-fudousan-kensetsugyo/const/content/001968837.pdf

< 参考 >

	労務費に対する割合	工事価格に対する割合（目安）
法定福利費	約16%	約4%
安全衛生経費（率計上分）	約 9 ～12%	約3%

2. 工事費内訳書の記載方法（入札参加者）（4 / 4）

工事費内訳書には入札金額の内訳として、労務費、材料費、法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度の掛金、安全衛生経費の全ての項目を適切に計上し、記載をお願いします。

ただし、当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の1)、2)の場合は、以下の通り記載して下さい。

※法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。

1) 全てを計上できない場合、計上方法に「算出不能」と記載してください。

2) 一部のみ計上できない場合、計上方法に「一部計上」と記載してください。

上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限り
ます。

（工事費内訳書(土木工事)への記載イメージ）

内 訳	計上方法	金 額
直接工事費のうち労務費	一部計上	① 28,000,000 円
直接工事費のうち材料費	一部計上	② 29,000,000 円
現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額		③ 4,500,000 円
現場管理費のうち建退共制度の掛金	算出不能	④
工事原価のうち安全衛生経費		⑤ 4,000,000 円

③法定福利費について

・算出可能な金額を必ず記載して下さい

⚠ ※金額が未記入の場合は、無効の入札として取り扱います。

①・②・④・⑤について

⚠ ・「記載漏れ」、「記載欄削除」、「旧様式」は、原則として無効の入札として取扱います。

・全てを計上できない場合、計上方法を「算出不能」とし、また、一部のみ計上できない場合は「一部計上」と記載し、計上可能な分のみ記載してください。

★ 記載が抜けている場合又は様式間違い等により事項の欄がない場合は、無効の入札として取り扱います。

3. 工事費内訳書の確認（発注者）

発注者は、提出された工事費内訳書（入札時提出用）の労務費等を確認します。

工 事 費 内 訳 書

桑名市長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

桑名市調達公告 第 5081-000 号

工 事 名 :

内 訳				単位	数量	単価	金 額
1							
2							
3							
4							
5							
合計金額（税抜き）							円

- 注意
1. 入札価格の積算根拠となった工事価格の内訳を記載してください。
 2. 入札価格と工事費内訳書の合計金額は同額としてください。
 3. 工事費内訳書は入札書に添付してください。
 4. 工事費内訳書に不備がある場合は失格となります。
 5. 別記内訳書に労務費等を記載してください。（記載のない場合は失格となります。）

別記内訳書

内 訳		計上方法	金 額
1	直接工事費のうち労務費		
2	直接工事費のうち材料費		
3	現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額		
4	現場管理費のうち建退共制度の掛金		
5	工事原価のうち安全衛生経費		



【P5】に基づき、確認を行います。

<参考> 令和8年10月1日以降の発注公告の注意事項

桑名市が実施する入札（見積り合わせを含む。）においては、原則として入札書（見積書）に積算根拠となる内訳書を添付いただいているところですが、当該内訳書に記載いただく、入札（見積）者の住所（法人にあっては所在地）及び氏名（法人にあっては商号及び代表者の氏名）は、桑名市の「入札参加資格者名簿」に登録されている内容を記載いただく必要があります。

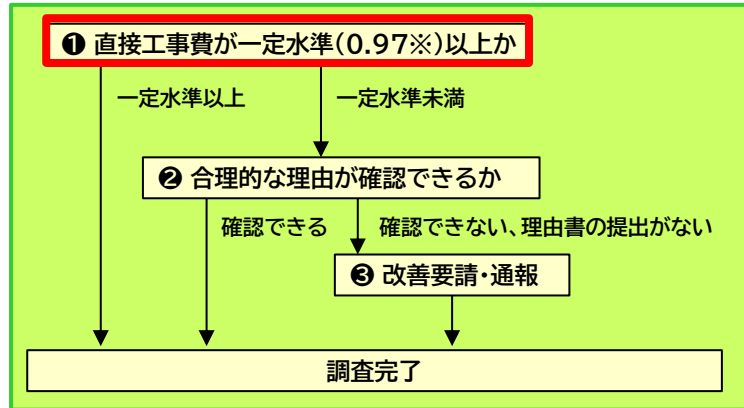
内訳書に記載いただいた内容が「入札参加資格者名簿」と異なる場合は、原則として『内訳書不備による無効（失格）』となりますので十分御注意ください。

また、建設業法等の一部を改正する法律（令和6年6月14日公布）に伴う、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正により、工事費内訳書に「労務費」、「材料費」、「法定福利費の事業主負担額」、「建退共制度の掛け金」、「安全衛生経費」の記載が必要となります。

「記載漏れ」、「記載欄削除」、「旧様式」は『内訳書不備による無効（失格）』となりますので十分御注意ください。

4. 労務費ダンピング調査 (発注者) (受注者) (1 / 3)

① 直接工事費が一定水準以上か



※ 建築工事においては「直接工事費×(1-0.1)」に0.97を乗じる。

「労務費ダンピング調査」とは、発注者が工事費内訳書の内容を確認し、労務費等の適正性を調査する方法です。

発注者は、開札後に工事費内訳書(入札時提出用)の直接工事費と市積算の直接工事費を比較し、その金額が一定水準(市積算の直接工事費に0.97を乗じた金額(1万円未満切捨)※)以上であるかを確認します。

✓ 一定水準以上の場合 → 調査完了

✓ 一定水準未達の場合 → 発注者 理由書の提出を求めます。

受注者 理由書(様式2)を提出してください。

【一定水準未達の場合の例】

工事費内訳書(入札時提出用)

工 事 名 :					
契 約 年 月 日 :					
内 訳		単位	数量	単価	金 額
1	直接工事費	式		A	9,500,000

A 工事費内訳書(入札時提出用)の直接工事費「9,500,000」

B 市積算の直接工事費「10,000,000」
 $10,000,000 \times 0.97 = 9,700,000$ (1万円未満切捨)

$$\frac{9,500,000}{(A)} < \frac{9,700,000}{(B) \times 0.97}$$

直接工事費が一定水準(直工費×0.97)未達です。

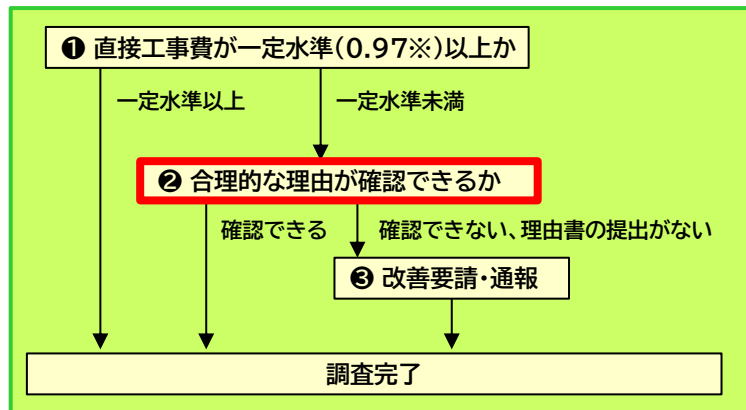
市積算の直接工事費

設計内訳書

工事名		事業区分		主	
A道路改良工事		道路改良		施	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	金額
直接工事費			式	1	
				1	B 10,000,000

4. 労務費ダンピング調査（発注者）（2 / 3）

② 合理的な理由が確認できるか



※ 建築工事においては「直接工事費×(1-0.1)」に0.97を乗じる。

様式2:理由書(受注者から発注者へ)

年 月 日	
(宛先) 桑名市長	
住 所	
商号又は名称	
代 表 者 名	
(署名又は記名押印)	
理 由 書	
年 月 日開札の〇〇工事において提出した工事費内訳書の直接工事費が一定水準に満たない理由は、以下のとおりです。	
理 由	回答欄
一般的な施工条件に比べて大規模であり、作業性が良好であることから、高い施工効率で想定している。	
発注者が想定している工法とは異なる工法（又は新技術・新工法、ICT施工等）での施工を想定しており、高い施工効率を想定している。	
過去に自社で施工した類似工事の実績から算出した歩掛と最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出している。	
下請けからの見積が一部材工一式となっており、下請け分の労務費が分離計上できなかった。	
【その他の理由】	

1. 工事費内訳書(入札時提出用)の確認

発注者は、工事費内訳書(入札時提出用)において、賃金の原資となる労務費が適切に確保されているかを確認します。

2. 上記1を踏まえた理由書(様式2)の確認

✓ 合理的な理由が確認できる場合 → 調査完了

✓ 合理的な理由が確認できない場合 → 「③ 改善要請・通報」へ

○ 【合理的とみなす例】

- ・ 市の想定とは異なるが工法(ICT施工など)での施工を想定した歩掛で算出
- ・ 過去に自社で施工した類似実績から算出した歩掛と最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出している
- ・ 下請見積が材工一式で、労務費の分離が不可能な場合

✗ 【合理的ではない例】

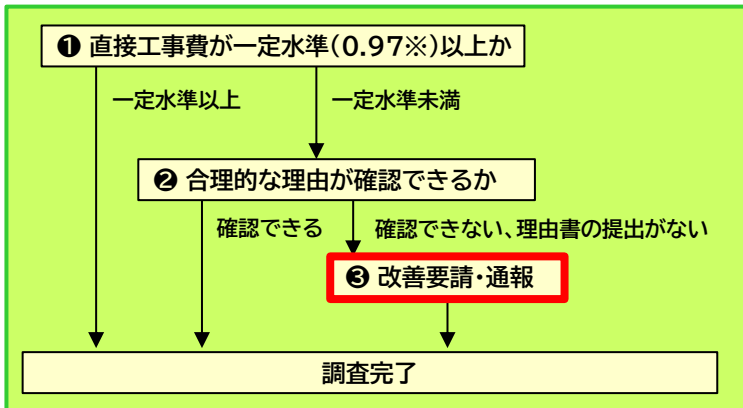
- ・ 単価の据え置きによる減額
- ・ 歩切による減額
- ・ 予算額や、相見積を前提とした指値
- ・ 取引関係維持を目的とした減額
- ・ 工事条件を考慮しない価格設定
- ・ 一律一定比率を乗じた価格設定

桑名市においては、当面の間、以下の場合は合理的な理由が確認できないものとみなします。

- (1) 理由書が提出期限までに提出されていない
- (2) 最新の公共工事設計労務単価を用いずに算出した
- (3) 最新の公共工事設計労務単価を用いているが、歩切や、一定率を乗じるなどして減額した(想定落札率など)

4. 労務費ダンピング調査（発注者）（3 / 3）

③ 改善要請・通報



※ 建築工事においては「直接工事費×(1-0.1)」に0.97を乗じる。

様式4:報告(工事担当課から契約監理課へ)

年 月 日	
(宛先) 総務部契約監理課長	
〇〇部〇〇課長	
労務費ダンピング調査の結果について (報告)	
令和 年 月 日付で依頼のありました労務費ダンピング調査について、下記のとおり結果を報告します。	
記	
1 調査対象工事	〇〇工事 (開札日: 令和 年 月 日)
2 調査対象業者	〇〇〇〇
3 調査結果 (該当する事項にレ点を記入)	☐ 十分な労務費を考慮したと判断できる合理的な理由が確認できた。 ☐ 十分な労務費を考慮したと判断できる合理的な理由が確認できなかった。
4 上記判断理由	

1. 工事費内訳書及び内訳書の確認後

確認を行った工事担当課から、様式4により当該結果を契約監理課へ報告します。

2. 合理的な理由が確認できなかった場合

- ✓ 契約監理課から受注者(落札者)へ、様式5により改善要請を行います。
- ✓ 契約監理課から建設Gメンへ、様式6により通報します。

なお、契約手続きは、調査結果に関わらず、進めます。

※ 労務費ダンピング調査について、本資料に記載のない事項については、「[労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン\(令和7年12月\)](#)」を御確認ください。

様式5:改善要請(契約監理課から受注者へ)

第 号 年 月 日	
(住 所) (商号又は名称) (代表者名) 様	桑名市長 (公 印 省 略)
労務費ダンピング調査の結果に基づく要請について (通知)	
令和 年 月 日に開札した〇〇工事における労務費ダンピング調査の結果、貴社が行った入札については、十分な労務費を考慮したと判断できる合理的な理由が確認できませんでした。	
ついては、今後の入札において、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、合理的な理由なく労務費を削減しないよう、要請します。	

様式6:通報(契約監理課から建設Gメンへ)

第 号 年 月 日	
国土交通省 中部地方整備局 建設部 建設産業課長 様	桑名市総務部契約監理課長
労務費ダンピング調査の結果について (通報)	
桑名市発注の工事の入札において、労務費ダンピング調査を実施しました結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められない事例がありましたので、下記のとおり通報します。	
記	
1 該当業者 (住所) (商号又は名称) (代表者名)	
2 建設業許可番号	
3 工事名 〇〇工事 (開札日: 令和 年 月 日)	
4 労務費ダンピング調査における「一定水準」の考え方 直接工事費に0.97を乗じる。	
5 添付資料	
(1) 入札経過表 (2) 工事費内訳書 (入札時提出用) (3) 労務費ダンピング調査の結果	(4) 理由書 (5) 金入り設計書 (6) その他関係資料

5. 【契約後】請負代金内訳書の提出及び確認

(発注者)
(受注者)



受注者は、**労務費、材料費、法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度の掛金、安全衛生経費**を記載した『請負代金内訳書』の提出が必要となります。

受注者

受注者は、請負代金内訳書を契約後14日以内に、**①～⑤全ての項目を記載**の上、提出してください。

入札時に記載した労務費等を見直しする場合は、見直し後の金額を記載してください。

建設Gメンより、発注者に調査の依頼がある場合は、請負代金内訳書を提出する場合があります。

発注者

発注者は、右記の**③「法定福利費」のみ確認**します。

③法定福利費

法定福利費の適切な支払のための取組の実効性を図る観点から、請負代金内訳書に記載された法定福利費が、法定福利費概算額の1/2以上であることを確認します。

*建退共掛金

④建退共掛金については、**請負代金内訳書では確認せず**、共通仕様書(1-1-1-44の5)に基づき提出される掛金収納書で、金額とその算出根拠を確認します。【P3「共済証紙の購入について」に示す方法】

その他の項目(①、②、⑤)については、国からの確認要請等がないことから**当面の間、確認しません。**

様式第4号（第5条関係）

請 負 代 金 内 訳 書

年 月 日

（あて先）桑名市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

工 事 名 :
契 約 年 月 日 :

内 訳	単位	数量	単価	金 額
合計金額（税抜き）				円

追加

- ①（直接工事費のうち、労務費）円）
- ②（直接工事費のうち、材料費）円）
- ③（現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額）円）
- ④（現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金）円）
- ⑤（工事原価のうち、安全衛生経費）円）

※内訳については、工事費内訳書（入札時提出用）を利用しても良いこととする。

- 令和8年10月1日以降の公告、指名通知を行う案件から対応が必要です。
- 工事費内訳書には労務費等の5項目全て記載する必要があります。
未記載や記載欄を削除をすると無効になります。
- 労務費ダンピング調査は落札決定後に行います。
- 労務費ダンピング調査の基準(一定水準)は、以下のとおりです。
直接工事費×0.97
ただし、建築工事は直接工事費×(1-0.1)×0.97